

（ 令 4 . 1 . 2 0  
総 7 - 1 ）

# 説 明 資 料

〔令和4年度税制改正について〕

令和4年1月20日（木）

財 務 省

# 目次

1. 積極的な賃上げ等を促すための措置（賃上げ促進税制）・・・ P. 3
2. オープンイノベーション促進税制の拡充・・・・・・・・・・・・・・・・ P.17
3. 住宅ローン控除等の見直し・・・・・・・・・・・・・・・・ P.19
4. 円滑・適正な納税のための環境整備・・・・・・・・ P.25

# 1. 積極的な賃上げ等を促すための措置 (賃上げ促進税制)

# 2022年春闘に向けた賃上げ期待の表明について

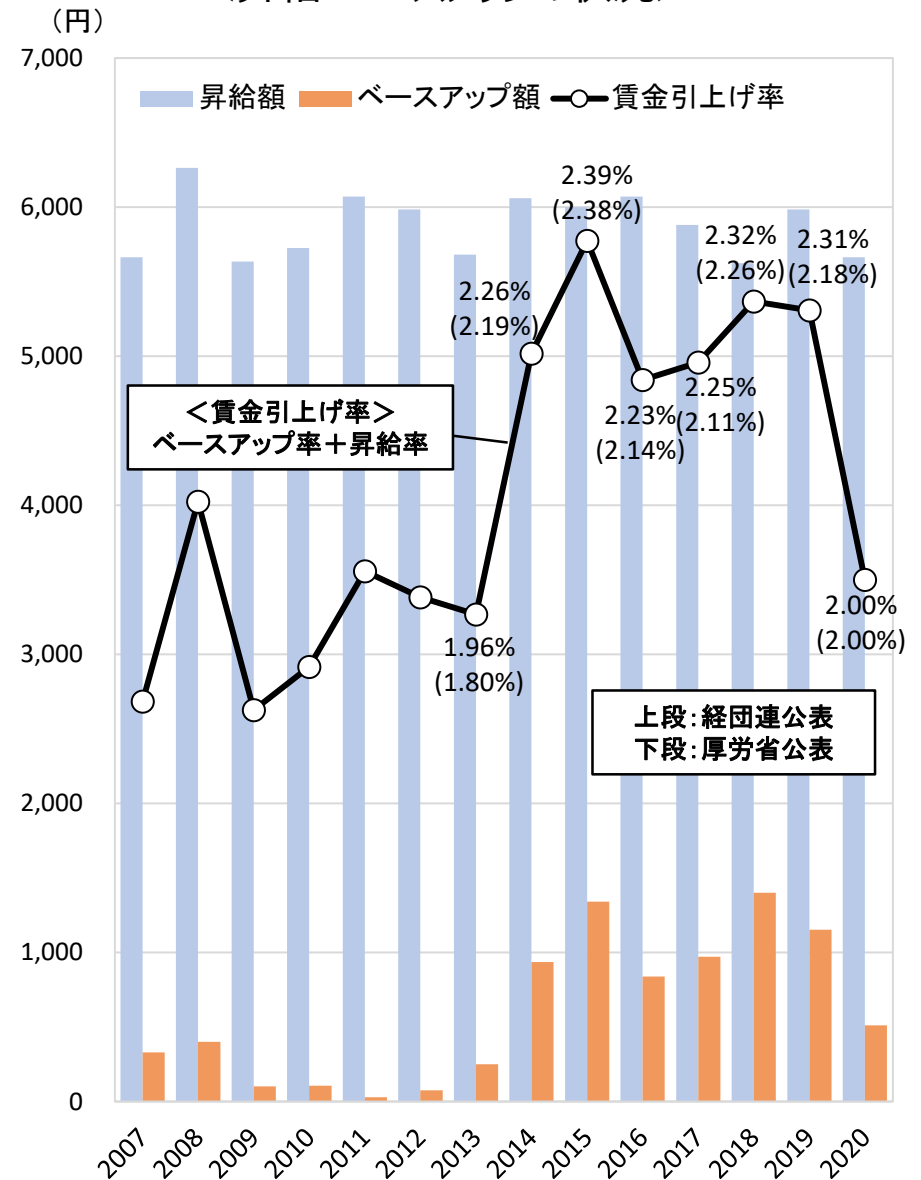
## 第3回「新しい資本主義実現会議」 岸田総理のご発言 (令和3年11月26日)(抜粋)

○ 民間側においても、来年の春闘において、業績がコロナ前の水準に回復した企業について、新しい資本主義の起動にふさわしい、3%を超える賃上げを期待しています。

(中略)

○ 経団連におかれましては、来年の春闘においては、2019年2.18%、2020年2.0%、2021年1.86%と低下する賃上げの水準を、思い切って一気に反転させ、新しい資本主義の時代にふさわしい賃上げが実現することを期待いたします。

### <昇給・ベースアップの状況>

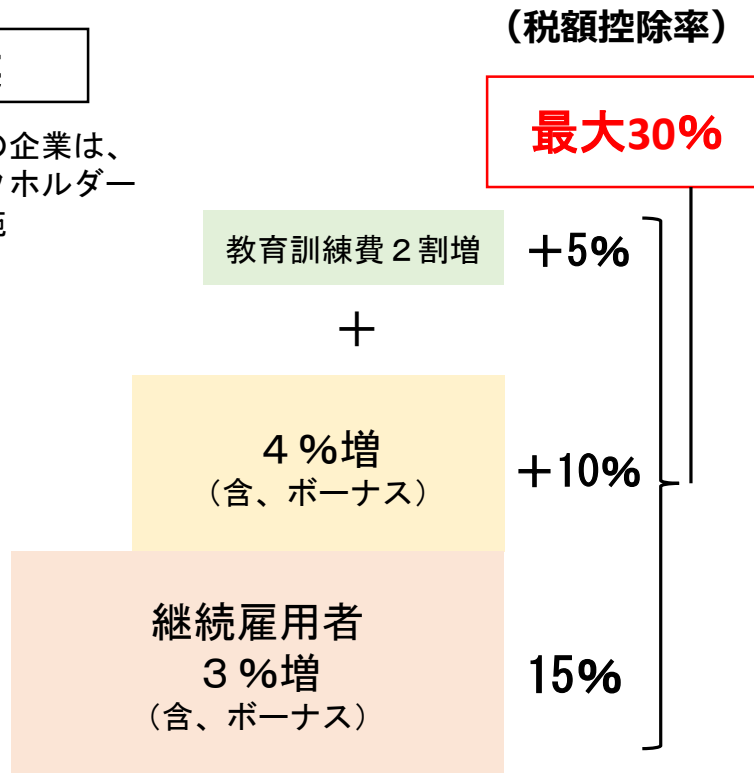


# 賃上げ促進税制について(案)

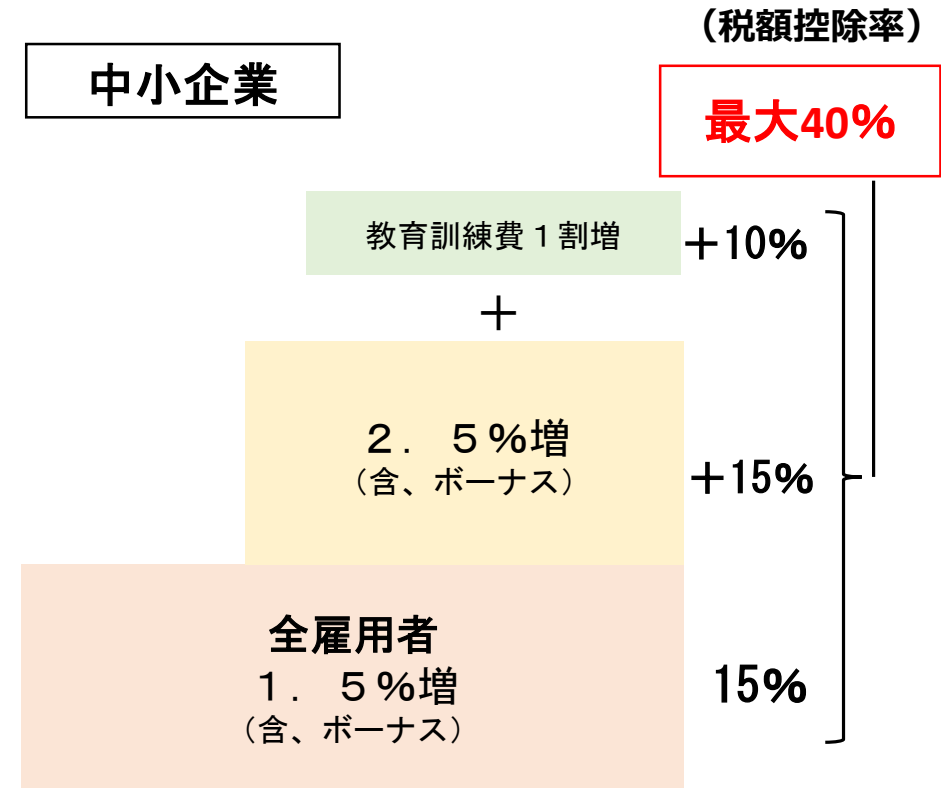
## 【今回の見直し】

### 大企業

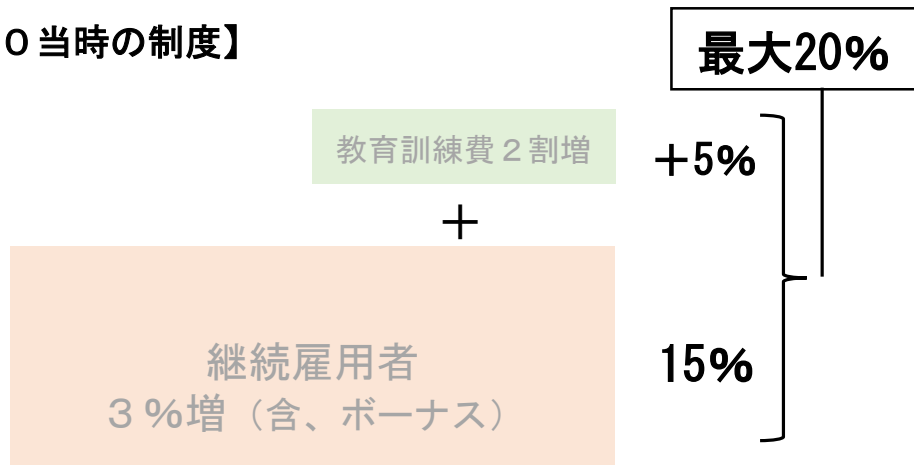
※一定規模以上の企業は、  
マルチステークホルダー  
経営宣言を実施



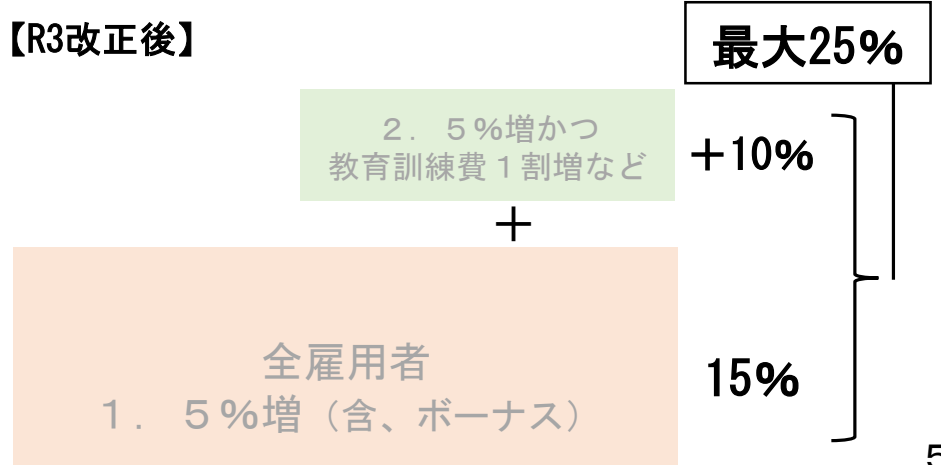
### 中小企業



## 【H30当時の制度】



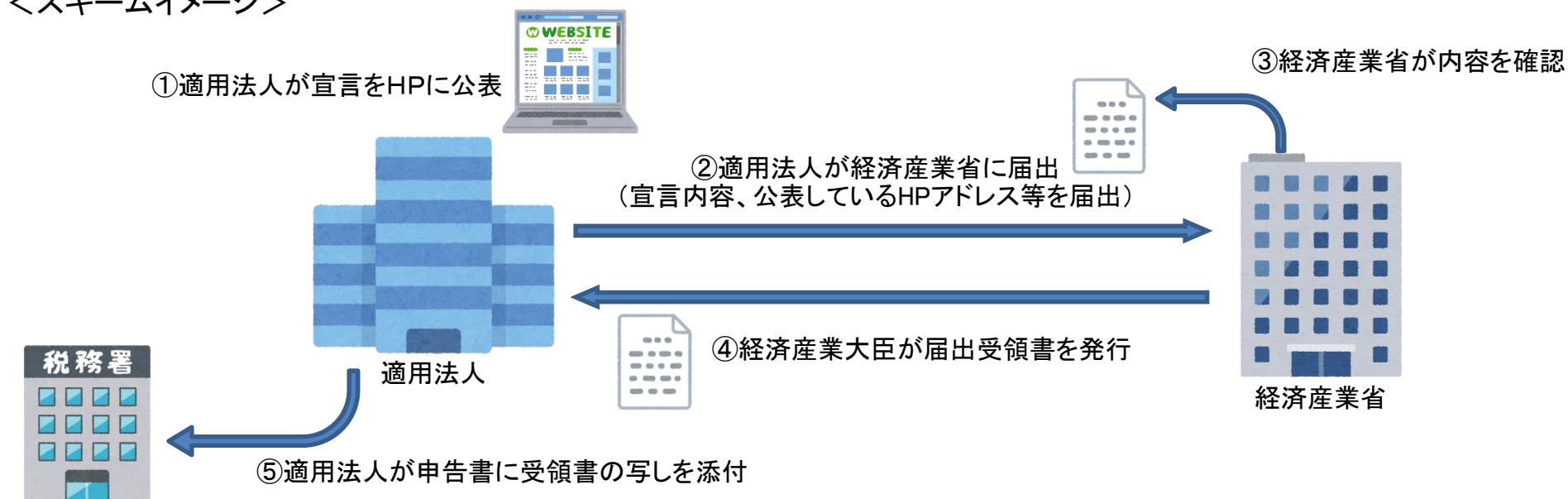
## 【R3改正後】



## マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みの宣言(案) (マルチステークホルダー経営宣言)

- マルチステークホルダー経営宣言とは、従業員や取引先をはじめとする様々なステークホルダーに対し、各企業がどのような配慮を行うか、自ら宣言することをいう。
- 具体的には、
  - (1) 従業員に対する、①持続的な賃上げや、②教育訓練など人的投資
  - (2) 下請け先を含む取引先に対する、取引適正化などの配慮をはじめ、各企業が自社の様々なステークホルダーに対し、どのような配慮を行うかを自ら宣言することを予定している。

### <スキームイメージ>



## 賃上げ促進税制(案)

- 現行制度を抜本的に見直し、積極的な賃上げを促す観点から、継続雇用者の給与総額を一定割合以上増加させた企業に対して、雇用者全体の給与総額の対前年度増加額の最大30%を税額控除できる制度とする。(2年間の時限措置) その際、一定規模以上の大企業に対しては、マルチステークホルダーに配慮した経営への取組みを宣言していることを要件とする。
- 賃上げや人材投資(教育訓練費)に積極的な企業に対しては、税額控除率を上乗せする。

		《現 行》 <small>※人材確保等促進税制</small>	《改 正 案》
<b>【適用要件】</b>			
■ 給与総額の増加率		新規雇用者の給与総額: 対前年度増加率2%以上	継続雇用者の給与総額: 対前年度増加率3%以上
■ マルチステークホルダーへの配慮 <sup>※1</sup>			従業員への還元や取引先への配慮を行うことを宣言していること
<b>【税額控除】</b>		<b>[控除率最大20%]</b>	<b>[控除率最大30%]</b>
■ 控除率を乗ずる対象		新規雇用者の給与総額	雇用者全体の給与総額の対前年度増加額
■ 控除率	基本	15%	15%
	上乗せ (賃上げ)		+10%    継続雇用者の給与総額: 対前年度増加率4%以上
	上乗せ (教育訓練費)	+5% <sup>※2</sup> 教育訓練費の対前年度増加率20%以上	<sup>※3</sup> +5%    教育訓練費の対前年度増加率20%以上
■ 控除上限額		当期の法人税額 × 20%	● → (変更なし)

※1 資本金10億円以上、かつ、常時使用従業員数1,000人以上の大企業に対する要件とし、自社のウェブサイト<sup>1</sup>に宣言内容を公表したことを経済産業大臣に届出。

※2 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正案:明細書の保存)が必要

※3 控除率10%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計20%

# 中小企業における賃上げ促進税制(案)

- 中小企業全体として雇用を守りつつ、積極的な賃上げや人材投資を促す観点から、控除率の上乗せ要件を見直すとともに、控除率を最大40%に大胆に引き上げた上で、適用期限を1年延長(令和6年3月31日)する。

		《現 行》 ※所得拡大促進税制		《改 正 案》	
【適用要件】					
■ 給与総額の増加率		雇用者全体の給与総額:対前年度増加率1.5%以上 ●		→ (変更なし)	
【税額控除】		〔控除率最大25%〕		〔控除率最大40%〕	
■ 控除率を乗ずる対象		雇用者全体の給与総額の対前年度増加額 ●		→ (変更なし)	
■ 控除率	基本	15%		15%	
	上乗せ (賃上げ)	+10%	雇用者全体の給与総額:対前年度増加率2.5%以上	+15%	雇用者全体の給与総額:対前年度増加率2.5%以上
	上乗せ (教育訓練費)		かつ 教育訓練費増加等の要件の充足 <sup>※1</sup>	+10% <sup>※2</sup>	教育訓練費の対前年度増加率10%以上
■ 控除上限額		当期の法人税額×20% ●		→ (変更なし)	

※1 教育訓練費増加等の要件:次のいずれかの要件

- ① 教育訓練費の対前年度増加率10%以上

↳ 確定申告書に教育訓練費の明細書の添付(改正案:明細書の保存)が必要

- ② 中小企業等経営強化法の認定経営力向上計画における経営力向上の証明(改正案:廃止)

※2 控除率15%の上乗せ措置の適用を受けない場合は、合計25%